

# 育児のサポートを受けたい



	誕生したら	乳幼児子育て期	小学校へ入学したら
誕生したら申請する手続	児童手当 子育て支援給付課 ☎528-2804 乳幼児医療費助成 保険年金課 ☎528-2653		子ども医療費助成 保険年金課 ☎528-2653
必要に応じて申請する手続	未熟児養育医療給付 母子保健課 ☎511-9182	小児慢性特定疾病医療費助成 母子保健課 ☎511-9182	
保育教育にかかる助成等		幼児教育・保育の無償化 保育入所課 ☎528-2746	就学援助費 学校教育課 ☎528-2967
障害のある子どもに対する助成等		自立支援医療(育成医療) 障害福祉課 ☎528-2745 障害児福祉手当 障害福祉課 ☎528-2745 特別児童扶養手当 障害福祉課 ☎528-2745	
ひとり親家庭等に対する助成等 (P6に詳細)		児童扶養手当(P6) 子育て支援給付課 ☎528-2686 交通災害等遺児年金(P6) 子育て支援給付課 ☎528-2686	

## 誕生したら申請する手続き

### 児童手当 子育て支援給付課 ☎528-2804

児童を養育している方に手当を支給します。支給を受けるには父母のうち所得が高い方が住民登録地で出生日の翌日から15日以内に申請してください。公務員の方は勤務先で申請してください。詳しくは、子育て支援給付課へお問い合わせください。

## 主な医療費助成

### 乳幼児医療費助成

保険年金課 ☎528-2653

0歳から就学前の乳幼児に対し保険診療の自己負担分(2割分)を全額助成します。助成を受けるには申請が必要です。(申請には、資格確認書(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをお持ちの場合は不要です。)、母子健康手帳が必要です。)

### 子ども医療費助成

保険年金課 ☎528-2653

小学生から18歳到達後の最初の年度末までの子どもに対し保険診療の自己負担分(3割分)の一部を助成します。助成を受けるには申請が必要です。(申請には、資格確認書(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをお持ちの場合は不要です。))が必要です。)

### 未熟児養育医療給付

母子保健課 ☎511-9182

満1歳未満の未熟児が指定医療機関で入院治療を受ける場合、医療費及び食事療養費を公費負担します。詳しくは母子保健課へお問い合わせください。

### 小児慢性特定疾病医療費助成

母子保健課 ☎511-9182

治療が長期にわたり、児童等の健全な育成に大きな支障となる厚生労働大臣が定める疾病について、その治療にかかった医療費及び食事療養費を公費負担します(所得に応じて一部自己負担金が必要)。詳しくは母子保健課へお問い合わせください。

## 保育教育にかかる助成等

### 幼児教育・保育の無償化 保育入所課 ☎528-2746

3歳児から5歳児までの子ども及び、0歳児から2歳児で住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料が無償となります。ただし、主食費及び副食費、教材費等の実費、延長保育料等のその他経費は無償化の対象外です。子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園または認可外保育施設等を利用された際に要した費用については、全額または一部が支給されます。ただし、支給を受けるには申請が必要で、利用する施設の種類およびお子さんの年齢によっては条件があります。詳しくは、保育入所課へお問い合わせください。

### 就学援助費 学校教育課 ☎528-2967

学用品費や学校給食費、修学旅行費など小中学校の就学に必要な経費の一部を給付する制度です。ただし、受給要件があります。詳しくは、教育委員会 学校教育課 学事グループへお問い合わせください。

## 障害のある子どもに対する助成等

### 自立支援医療(育成医療) 障害福祉課 ☎528-2745

18歳未満で、身体に障害のある児童または現存する疾病を放置すれば、将来障害を残すと認められる児童の指定医療機関での障害に対する確実な治療効果が期待できる医療に係る医療費を給付します。自己負担額は原則医療費の10%ですが、収入や課税額等により適用されない場合もあります。

### 障害児福祉手当 障害福祉課 ☎528-2745

20歳未満(概ね3歳以上)の在宅の重度心身障害児で日常生活活動が著しく制限され介護を要する状態の人に対し、支給されます。ただし、所得制限や児童が児童福祉施設(保育所・通園施設を除く)に入所している場合、児童が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合など、手当が支給されない場合があります。

### 特別児童扶養手当 障害福祉課 ☎528-2745

20歳未満の在宅の中度以上の心身障害児を養育している父または母(主たる生計者)若しくは父母にかわって児童を養育している方に対し、手当が支給されます。ただし、所得制限や児童が児童福祉施設(保育所・通園施設を除く)に入所している場合、児童が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合など、手当が支給されない場合があります。

